

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

倉吉市(以下「甲」という。)と一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)は、地震等大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、倉吉市内において地震等大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分・処理の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、被災した建物等(その機能を失ったものに限る。)の解体に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等の廃棄物、災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物(し尿を除く。)をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、地震等大規模災害時に次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分・処理
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

- 2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理等に当っては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物の処理地区
- (3) 災害廃棄物の処理内容
- (4) 災害廃棄物の処理期間
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理地区
- (2) 災害廃棄物の処理内容
- (3) 災害廃棄物の処理に従事した要員、車両、資機材
- (4) 災害廃棄物の処理従事期間
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その価格は甲と乙協議の上決定するものとする。

- 2 費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令等による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては倉吉市産業環境部 環境課、乙においては一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会事務局とする。

- 2 乙は、地震等大規模災害時における円滑な活動が図られるよう、応援体制及び情報等の収集、伝達体制の整備に努めるものとする。

(協会の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定書に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

この協定は、平成26年10月27日から効力を発生する。

平成26年10月27日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市長 石田耕太郎

乙 鳥取県倉吉市上井町一丁目138番地
一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会
会長 越生昭徳

